

心の健康観察システム導入及び運用保守業務委託に係る
要求水準書

令和8年6月
姫路市

1 調達の目的

全国的に不登校児童生徒の数は急増し、大きな社会問題となっている。本市においても例にもれず、全児童生徒数に対する不登校児童生徒数の割合は年々増加しており、不登校問題の根本解決や不登校児童生徒への適切な支援は、市として重要な課題と位置づけられている。

そのような状況の中、国においては、令和5年3月に「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（通称：COCOLOプラン）」が発出され、不登校により学びにアクセスできない子どもたちをゼロにするための施策が打ち出され、関係省庁・地方自治体、学校等が連携するよう示されている。

この国の方針にならい、このたび本市では、「心の健康観察システム」を導入する。

全市的に整備されている一人一台端末(Chromebook)を活用し、児童生徒は、心身の状態を毎日記録する。その記録情報をデータベース化することにより、学校全体で、児童生徒の心身の状態を網羅的に把握することを容易にし、変化への気付きや相談支援の機会を増加させたいと考える

本システム調達は、教員、養護教諭、スクールソーシャルワーカー等、学校全体が連携した「チーム学校」として、児童生徒の小さな SOS を見逃さず、それぞれ専門性を発揮し、きめ細やかな支援の実現を目指すものである。

2 前提条件

- (1) 受託事業者が整備するデータセンター上に構築するものとし、クラウドサービスとして提供されること。
- (2) 24時間365日の運用を想定したシステムであること。
- (3) ブラウザアクセス型のWEBアプリケーションとして開発され、クライアント端末へのアプリ等のインストール作業が不要であること。
- (4) システム利用対象は、市立小学校66校、中学校33校、義務教育学校3校、特別支援学校1校、高等学校4校の児童生徒（小学校4年生以上）とする。
- (5) 市立高等学校4校については、令和10年度に1校（姫路市立高等学校）に統合される。
- (6) 市立小学校及び中学校については、契約期間内において統合等により学校数が増減する可能性がある。
- (7) 令和8年度の運用開始時にシステムを利用する児童生徒の見込み数は、市立小学校約13,000人、中学校約13,000人、義務教育学校約700人、特別支援学校約60人、高等学校約1,800人である。
- (8) 教職員等のシステム利用者数は、市立学校教職員約3,000人、教育委員会事務局職員約50人を想定している。
- (9) 利用者数を考慮した環境が準備されており、システムへのアクセスが集中した場合等においても、利用者が応答時間の遅延によるストレスを感じることはないシステムであること。
- (10) システムを利用するクライアント端末のネットワーク領域は、学校においては、児童生徒は学習系ネットワーク、教職員は校務系ネットワーク、教育委員会事務局においては、LGWANネットワーク（クラウドサービスへの接続は、仮想ブラウザ方式によるインターネット接続）となる。

- (1 1) システムを利用するクライアント端末の OS は Windows10 Enterprise LTSC 2019、Windows11 Education/Pro または Chrome OS、ブラウザは Microsoft Edge または Google Chrome である。ただし、システムの運用期間中、OS 及びブラウザをそれぞれ最新バージョンに変更することが想定されるので、その際には継続してシステムが利用できるよう遅滞なく対応すること。なお、OS のバージョンアップとは、Windows の Feature Update を含むものとする。
- (1 2) 児童生徒が利用する場合は、Google アカウントによるシングルサインオンに対応すること。

3 調達範囲

- (1) 心の健康観察システムの導入
- (2) 心の健康観察システムの運用保守
- (3) その他要件

4 調達要件

- (1) 心の健康観察システムの導入
 - ア システム機能要件
 - (ア) 児童生徒が利用する機能
 - a 記録機能
 - (a) 毎日の心身の状態を選択式で入力できること。
 - (b) 選択肢は天気や表情等のスタンプで表示されるなど、児童生徒にとってわかりやすいものとなっていること。
 - (c) 自分が記録した内容を振り返ることができること。
 - b コメント入力機能
 - (a) 自由記述欄にコメントを入力できること。
 - (b) コメントの修正に制限を設けることができること。
 - (c) 自分が入力した内容を振り返ることができること。
 - (イ) 教職員が利用する機能
 - a 閲覧機能
 - (a) 児童生徒が記録した心身の状態の記録やコメントを日次、週次、月次等の単位で閲覧できること。
 - (b) 児童生徒の記録やコメントは権限設定により複数人が確認できること。
 - (c) 対象児童生徒の過去から経過がわかるように表示できること。
 - (d) 学校全体、学年全体、学級全体の入力内容が一覧形式（日次、週次、月次等）で表示できること。
 - (e) 特定のキーワードや心身の状態が継続的に不安定な児童生徒に対し、アラートで表示される機能を有すること。
 - (f) 学校全体、学年全体、学級全体の一覧画面から、アラート対象者を絞り込んで確認ができること。
 - (g) アラートやコメントの対応者や対応内容等を確認できること。
 - b コメント返信機能
 - (a) 児童生徒が入力したコメントに対し、返信コメントの入力・リアクションの送信が可能なこと。
 - (b) 児童生徒の一つのコメントに対し、複数のコメントの入力・リアクションの送信又はコメント・リアクションの修正が可能であること。

- と。
- (c) 児童生徒の一つのコメントに対し、複数の教職員によるコメントの入力・リアクションの送信又はコメント・リアクションの修正が可能であること。
- (d) 複数の児童生徒のコメントに対し、一括でコメントの入力・リアクションの送信が可能であること。
- c ダッシュボード機能
 - (a) 学年や学校全体の状況がリアルタイムで可視化できること。
 - (b) アラート表示対象となった児童生徒のみを抽出した一覧（学校全体、学年全体、学級全体）が表示できること。
 - (c) 教育委員会専用画面を有し、各学校の状況がリアルタイムで可視化できること。
- (ウ) その他の機能
 - a ユーザ管理機能
 - (a) ユーザやグループ毎で権限設定が可能なこと。
 - (b) ユーザの年次処理について、マスタデータの取込みやシステム上の機能により一括処理が可能なこと。
 - (c) 年次更新した際も、教職員のコメント情報や児童生徒の記録やコメント情報が引き継がれること。
 - (d) 学校の統廃合に対応できること。
 - (e) ユーザのシステム利用状況が把握できる仕組みを有すること。
 - b その他本市に有益な機能があれば提案すること。（例：校務支援システムとの連携、利用するシステムの拡張機能、システム利用促進に向けた取組など）
- イ 期間

契約の日から令和8年12月31日まで
- ウ 体制
 - (ア) 導入において発生する問題に対し、令和8年12月31日までの間、責任を持って解決できる体制であること。
 - (イ) 導入するシステムに精通した技術者を配置し、不具合や問題点に対応できること。
- エ スケジュール

提案範囲に掲げる全ての作業項目について、作業開始から導入までの全体スケジュールを詳細に示すこと。
- オ プロジェクト管理
 - (ア) システムの導入にあたり、本市と受託者による会議体を設けること。
 - (イ) この会議体は、システムの導入における進捗管理、課題の共有やその課題に対する解決策等を検討し、本事業を円滑に遂行することを目的とする。
 - (ウ) 会議の実施形態は、対面又はオンラインのいずれでも可とする。
- カ データ登録作業

以下に示すデータについて、システム稼働前に事前にデータ登録を行うこと。
 なお、対象データは、校務支援システム（EDUCOM社 C4th 及びシステムディ社 School Engine）等より出力し本市から提供する。ただし、出力形式はシステム標準の形式となるため、データ登録の際に、形式の変更が必要な場合は、受託者側で加工すること。

 - (ア) 学校情報
 - a 対象

令和8年12月1日時点の市立小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校・高等学校

- b 対象データ項目
学校名（正式名称・略称）、所在地、電話番号、学校番号、区分（小学校・中学校・義務教育学校（前期課程・後期課程）・特別支援学校（小学部・中学部・高等部）・高等学校）、クラス情報
 - (イ) 教職員情報
 - a 対象
令和8年12月1日時点の在校教職員
 - b 対象データ項目
氏名（正式名称・通称）・氏名ふりがな（正式名称・通称）・教職員番号・職名・所属学校
 - (ウ) 児童生徒情報
 - a 対象
令和8年12月1日時点の在校児童・生徒
 - b 対象データ項目
氏名（正式名称・通称）、氏名ふりがな（正式名称・通称名称）、生年月日、性別、所属クラス
- キ 操作研修
 - (ア) 研修計画
システムを導入するに当たり、本稼働前に、システム利用者を対象に行う操作研修計画を策定し提案すること。
 - (イ) 研修実施
 - a 操作研修は、管理者向けと利用者向けを実施すること。
 - b 管理者向けの対象者は10名程度、利用者研修は3,000人程度を想定している。利用者研修は、複数日に分けて実施すること。
 - c 研修に用いる操作マニュアルは受託者により準備すること。
 - d 研修の実施形態は、対面及びオンラインのいずれでも可とする。
- (2) 心の健康観察システムの運用保守
 - ア 期間
令和9年1月1日から令和11年12月31日まで（長期継続契約）
 - イ 体制
 - (ア) システム運用において発生する問題に対して、責任を持って解決できる体制であること。
 - (イ) 構築したシステムに精通した技術者を配置し、不具合や問題点に対応できること。
 - (ウ) システム利用者からの問合せについて、原則として平日9時～17時において電話にて受付、回答できるヘルプデスクを設置すること。
 - (エ) 本市担当者からの連絡窓口として通常及び緊急時の連絡先及び連絡方法を提示すること。なお、緊急時は24時間365日受け付けること。
 - ウ 実施内容
 - (ア) サービス稼働率は99.9%以上とし、システム停止を伴う障害発生回数は、年2回以内とすること。
 - (イ) 障害発生後すぐに障害連絡の受付、障害の一次切り分け、その後の迅速な修復を行える体制として平日9時～17時において提供すること。
 - (ウ) 本市担当者から障害発生の連絡を受けた場合は、その障害原因を特定し、本市担当者へ報告すること。
 - (エ) 障害の一次切り分けの結果、システムに起因する障害である場合は、開発部門と速やかに連絡をとり、障害対応を実施すること。
 - (オ) 業務停止を伴う障害が発生した場合、その旨を速やかに本市に通知し、障害発生からの平均復旧時間を1時間以内とすること。

- (カ) 重大障害の際には、対策会議を開催し、経過等を取りまとめて報告するとともに、改善策を本市担当者へ提示すること。
 - (キ) システムに関連するソフトウェアにおいて、修正等のモジュールが提供された場合には、モジュールの適用の必要性を判断し、本市運用担当者へ説明すること。モジュールの適用は、本市の承認を得た上で実施すること。
 - (ク) システムで用いるソフトウェアに対するセキュリティホールが各メーカーより報告された場合、全体への影響度を考慮に入れ、対策プログラムの適応の必要性を判断し、本市担当者へ報告すること。協議の結果、適応が必要であると本市担当者が判断した場合、対策を実施すること。
 - (ケ) すべてのデータに対して日次で差分バックアップ、週次でフルバックアップを行い、2世代まで保持すること。
 - (コ) システムで取り扱うデータ（バックアップデータを含む。）の所在地を日本国内に限定すること。
 - (サ) 運用期間中において、システムバージョンアップ等で提案するシステムの標準機能が拡充された場合、本市においても無償で利用できるよう機能拡充を行うこと。なお、機能拡充は事前に本市と協議の上、行うものとする。
 - (シ) 定期保守のためサービスを停止する場合は30日前に本市へ事前連絡を行うこと。また、臨時的な保守のためサービスを停止する場合は1日前に事前連絡を行うこと。
- (3) その他の要件
- ア セキュリティ要件
 - (ア) 準拠法、裁判管轄は国内とすること。
 - (イ) 本市が登録したデータは、本市に確実に提供でき、提供後のデータの所有権・管理権は、市が保有すること。また、当該データは契約に明示的に定められているところを除き、本市の承諾なく、利用しないこと。
 - (ウ) 本市が取り扱う情報について、システム提供者においてシステムの提供に必要な範囲で利用を認めるものであって、それ以外の目的で利用しないこと。
 - (エ) システムの提供にあたり、システム提供者若しくはその従業員、再委託先又はその他の者によって、本市の意図しない変更が加えられないための管理体制を整備すること。
 - (オ) アクセスログや操作ログなどの必要なログの種類について、取得機能を実装し、最低1年間以上の期間、ログの保存が可能であること。また、本市が必要とする場合に、閲覧や提供が可能であること。
 - (カ) データの通信について、TLS1.2以上のプロトコルを用いて暗号化を行うこと。
 - (キ) データそのものについて、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」の「電子政府推奨暗号リスト」で推奨された暗号を用いた暗号化処理を行うこと。
 - (ク) 通信内容を監視し、不正アクセスや不正侵入を検知・通知できる仕組みを導入し、リアルタイムで異常を検知・対応できること。
 - (ケ) IPアドレス等によるアクセス制御機能を備え、許可されたIPアドレス等からのみアクセスを許可すること。
 - (コ) 障害発生時にデータを消去する場合は、データ消去証明書（消去した情報、データ消去作業実施日、消去作業を実施した担当者の氏名または部署名を明記）を提出すること。
 - イ 契約期間満了後のデータの取扱い

- (ア) 本契約終了後、システム入替となった場合、運用保守の範囲内でシステム上のデータ抽出作業を行うこと。
- (イ) システムの利用終了時には、業務で取り扱うすべての情報（ログ情報を含む）を、適切に消去または廃棄すること。
- (ウ) 契約期間満了後にデータを消去する場合は、データ消去証明書（消去した情報、データ消去作業実施日、消去作業を実施した担当者の氏名または部署名を明記）を提出すること。

(4) 納品時における付帯資料等の関する事項

本調達に係る納品時の付帯資料として、次に掲げる書類（同等のものでも可）を編集可能な状態（Microsoft Office 2016以降のWord、ExcelまたはPowerPoint形式）の電子データを提出すること。

書類名	記載事項	提出期限
プロジェクト管理資料	プロジェクト計画、会議議事録、進捗報告	随時
設計書	システム基本設計（要件定義）	令和8年12月28日
手順書	操作マニュアル（管理者・一般ユーザ）	令和8年12月28日（操作マニュアルは操作研修までに提出すること。）